

被 害 状 況 等 報 告 基 準

| 被害項目 | | 報 告 基 準 | |
|-----------|-----------------------|---|---|
| 人 的 被 害 | 死 亡 | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。 | |
| | 行 方 不 明 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。 | |
| | 負 傷 者 (重傷者 軽傷者) | 災害のため負傷し医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未滿で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。 | |
| 住 家 的 被 害 | 住 家 | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 | |
| | 世 帯 | 生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 | |
| | 全 壊 (全焼・ 全流失) | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 | |
| | 半 壊 (半 焼) | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未滿のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未滿のもの。 | |
| | 一 部 破 損 | 損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス2・3枚割れた程度のもは除く。 | |
| | 床 上 浸 水 | その住家の床上以上に浸水したもの、及び全壊又は半壊には該当しないが土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。 | |
| | 床 下 浸 水 | 床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。 | |
| 非住家の被害 | | 非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 | |
| そ の 他 被 害 | 田 畑 | 流 失 埋 没 | 耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。 |
| | | 冠 水 | 植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。 |
| | 文 教 施 設 | | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。 |
| | 道 路 | | 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。 |

| 被害項目 | | 報 告 基 準 |
|-----------------|---|---|
| そ の | 橋 梁 | 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋梁流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。 |
| | 河 川 | 「河川」とは、河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 |
| | 港 湾 | 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。 |
| | 砂 防 | 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 |
| | 清 掃 施 設 | 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 |
| 他 被 害 | 鉄 道 | 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。 |
| | 船 舶 | 「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 |
| | 電 話 | 「電話」とは、通信不能となった加入回線数のうち最大時の戸数をいう。 |
| | 電 気 | 「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。 |
| | 水 道 | 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。 |
| | ガ ス | 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。 |
| | ブ ロ ッ ク 塀 | 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 |
| | り 災 者 | 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 |
| | 文 教 施 設 | 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 |
| | 農 林 水 産 業 施 設 | 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 |
| 公 共 土 木 施 設 | 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 | |
| そ の 他 の 公 共 施 設 | 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 | |